



犬・猫の飼養を希望される方へ



～ 譲渡事業のご案内 ～

◆事業の趣旨

たいへん残念なことです。保健所や動物愛護センターには、
“どうしても飼えなくなった”
“予定外に繁殖させてしまった”
“心ない飼い主に捨てられていた”
と、このような動物たちが連れてこられます。



当センターでは、これらのうちから健康状態がよく性格も好ましいものを選び、
一定の育成期間を経て、愛情と責任を持って飼養して下さる方にお譲りしています。
この事業の目的の第一点は、動物たちに生存の機会を与えることです。
さらに、共に過ごす長い年月が、その動物にも、飼い主さんにも、
そして地域の方々にとっても、快適で喜びに満ちたものになることが何にもまして大切です。

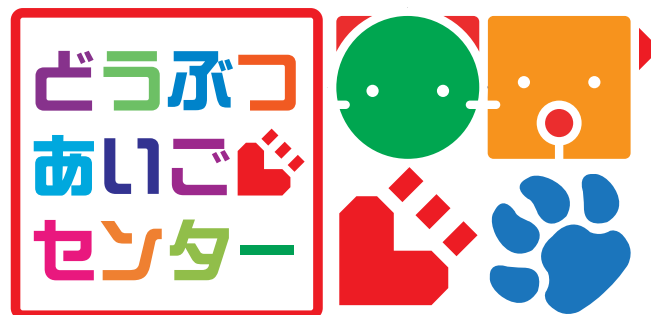
このため、「動物と楽しく暮らせるみんなの街」づくりの一環として動物の譲渡を行い、
「動物の適正飼養」と「命を尊ぶ人の輪」を広めていきたいと考えています。

※内容をよく理解されないまま、センターにお越しになるケースがあります。
必ず以下の事項を十分に確認いただいた上で参加くださるようお願いします。

※譲渡の保障はできません。

希望者が多数いらっしゃるため、条件を満たす方でも、実際にお譲りするまでには
長期間かかったり、場合によってはお譲りできないこともありますので、
あらかじめご了承ください。

- P 1 … 事業の趣旨
- P 2 … お譲りする条件①
- P 3 … お譲りする条件②
- P 4 … 譲渡の手順①
- P 5 … 譲渡の手順②
- P 6 … 譲渡事業の流れ
- P 7 … 交通案内



お問い合わせ：中和保健所動物愛護センター 0745-83-2631

犬・ねこをお譲りする条件①



譲渡を適正に行い、事業目的を達成するために以下の条件を設けています。
条件を満たさない、了承できない方へは譲渡できません。



犬・ねこの共通条件

- 20歳以上～概ね65歳未満であること。
(日常的に飼養に関わる65歳未満の方がいる場合は65歳以上でも可。同意書が必要)
- 飼養する本人であり、また、家族全員の同意を得ていること。
- 成犬・成ねこは早期に、子犬・子ねこは生後6ヶ月までをめぐりに不妊・去勢手術を施すこと。
- 原則として他に動物を飼養していないこと。
(動物同志の相性、飼養環境等により譲渡可能な場合あり)
- 名札・マイクロチップ等により、所有者明示をすること。
- 譲渡講習会・自宅訪問調査・譲渡後の調査の実施を受けてもらうこと。
- 生態・習性及び生理を理解し、愛情と責任を持って適正に終生飼養できること。
- 動物の飼養に関する法令を遵守できること (登録・鑑札・狂犬病予防注射等)



犬の場合

- 自宅で飼養すること。また、近々転居する予定がないこと。



ねこの場合

- 自宅で完全に「室内飼養」ができること。また、近々転居する予定がないこと。

次ページへ続きます→



犬・ねこをお譲りする条件②

■本人に関すること

- 過去に動物譲渡に関わる違反やこれに類する行為をしていないこと。
- 過去に動物の飼養に際して法令違反をしたり、飼養放棄したり不正な管理によって動物を死亡・逃亡等をさせたりしていないこと。
- 譲渡を受ける目的が営利やこれに類するものでないこと。

■世帯に関すること

- 原則として過去15年以内に県から動物の譲渡を受けていないこと。
- 同居者のうちに喘息や動物へのアレルギーのある方がいないこと。
- 同居者のうちに近く出産予定のある方がいないこと。
(明らかに飼養に支障がないと認められる場合を除く)
- 日常の世話は主に大人が担当すること。
- 原則として動物だけを残して日常的に1日4時間以上留守にしないこと。
(成犬・成猫については成長過程等により4時間以上でも譲渡可能な場合あり)

■飼養場所に関すること

- 自宅は動物の飼養が禁止されていないこと。
(集合住宅及び賃貸住宅の場合、ペット可の証明書等を提出していただきます)
- 近隣の理解も得られること。
- 安全で快適な飼養環境を確保できること。

■飼養管理に関すること

- 十分な世話、しつけ、健康管理等が行えること。
- 生涯にわたり飼養に必要な費用を負担できること。
- 人と動物の共通感染症について正しい知識を持って、衛生的に飼養すること。
- 逃走・放し飼い・鳴き声・糞尿・毛・臭気等で人に危害や迷惑を及ぼさないこと。

■その他のこと

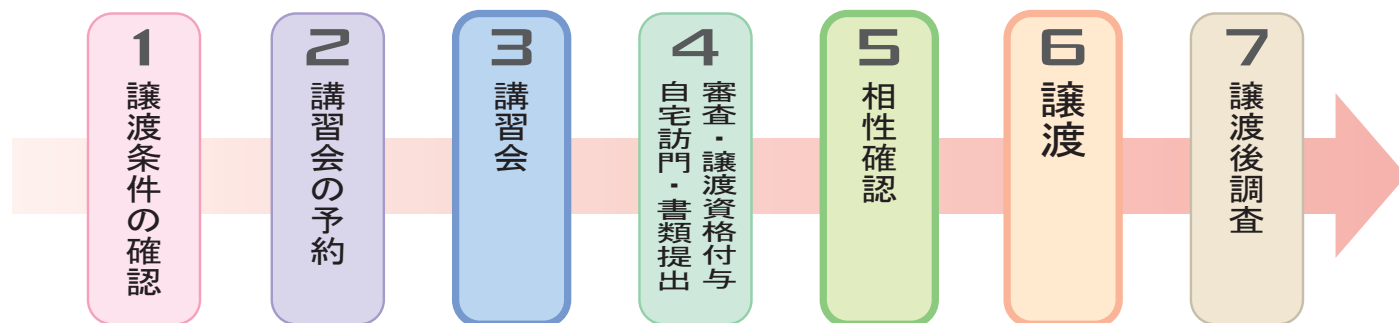
- 迷子動物の譲渡の場合において、譲渡後に元の所有者が判明したときは、善意の対応ができること。
- センターの調査に積極的に協力すると共に、飼養管理についての指示にも従うこと。
- 動物愛護センターが動物の飼養に支障がないと認める場合。






『全ての条件』に同意して頂いた方は、譲渡講習会の受講予約をしてください。



譲渡の手順①



- ▼譲渡までには、複数回(図3・5・6)のご来場と一定の時間(数週間かそれ以上)を要します。
- ▼最終的な譲渡の可否は当センターが判断します。各段階で譲渡をお断りすることもあります。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1. 譲渡条件の確認 | ▼犬・猫の譲渡条件の確認 (P2～P3) をしっかりとお読み下さい |
| 2. 講習会の予約 |  <p>▼必ず電話かホームページで開催の日程をご確認の上、開催日の前日の午後5時までに電話で当センターに申し込んでください(0745-83-2631)</p> <ul style="list-style-type: none">・申込多数の際は受講をご遠慮いただく場合があります(原則として先着者優先)・月2回程度実施しています。ご都合のよい日を予約のうえ受講して下さい。・センターでの譲渡を希望していない場合でも、これから動物を飼おうとしておられる方の受講も可能です。(飼う前教室) <p>※状況により休講や日程変更となる場合があります。</p> |
| 3. 講習会 |  <p>会場：奈良県中和保健所動物愛護センター(うだ・アニマルパーク内) 開催日：毎月 第2日曜日・第4土曜日(他のイベントにより変更あり) ▼猫の場合…午前10時～ ▼犬の場合…午後1時30分～ その他、月1回程度、センター外での出張講習会も実施しています。 詳しくは、HP・電話でご確認下さい</p> <p>当日の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・当日は、開始時刻に間に合うように直接会場までお越しください。・受講申込されていない方や遅刻された方の受講はお断りします。・ご本人の出席は必須です。代理の方の受講(ご家族でも同様)・途中退席は一切認めません。・飼養についての心構えや知識を共有していただくため、できるだけご家族とともにお越しください。 <p>講習会終了後 譲渡を希望される方には飼養希望者登録申請書を提出していただきます。 手続きは講習会に引き続いて行います。</p> |
| 4. 審査・登録 自宅訪問調査 または書類提出 |  <p>▼日を改めて職員がご自宅を訪問し、申請内容の現地確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・県外の方は書類(飼養場所等の図面・写真)の提出、運転免許証・保険証等を提示していただきます。・猫の飼養希望者の方は、訪問調査・書類提出のいずれかを選択できます。・講習会の受講態度、申請内容、訪問調査の結果、提出書類等を基に、適正に飼養していただけるかどうかを審査します。 また、譲渡動物についての条件をつけさせて頂く場合もあります。・審査の結果、適正と認められる方を飼養希望者として登録します。 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・条件を満たさない方には、登録・譲渡をお断りします。・登録後に譲渡を辞退される場合は、速やかに電話連絡ください。・登録は譲渡を保証するものではありません。・譲渡まで長期間かかったり、場合によってはお譲りできないこともあります。 |

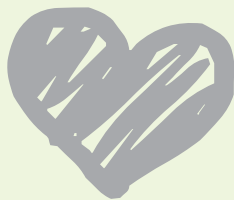
譲渡の手順②

5. 相性確認

- ▼飼養適性のある動物について、ホームページで紹介します。
- ▼飼養を希望される方は受付期間内に電話にてお申し出下さい。
- ▼期間内に申し出者が複数あった場合は登録順に案内します。
- ▼電話連絡時に来所いただく日時を調整します。

当日の注意事項

- ・指定日時に来所できなくなったときは、速やかに電話連絡ください。
- ・ご本人の来所は必須です。代理の方の来所は一切認めません(ご家族でも同様)
- ・相性をよりの確に確認するため、できるだけご家族とともにお越しください。
- ・条件を満たした方には譲渡の手続きを経て犬、猫を連れ帰っていただくため当日は、ケージ類の用意をお願いします。
- ・相性が合わないと認められる場合は、お譲りできないこともあります。
- ・希望と異なるときは、辞退いただいても結構です。
この場合、改めて別の候補を希望できます。



6. 譲渡

- ▼「動物譲渡申請書」を提出いただきます。
手続きは相性確認に引き続いて行います。

以上のすべての手順を踏まえ、適正に飼養できると認められる方にお譲りします。



- ▽譲渡後、概ね1週間のうちに、犬・猫の行動・性格面などについて、予期しない重大な問題が生じ、飼養が困難になった場合は、速やかに電話連絡ください。
状況に応じて、その犬・猫の引取りも検討いたします。
(原則としてセンターまで連れてきて頂きます。)
- ▽この場合、ご自宅の環境や飼養状況に問題がなければ、改めて別の候補を希望することができます。

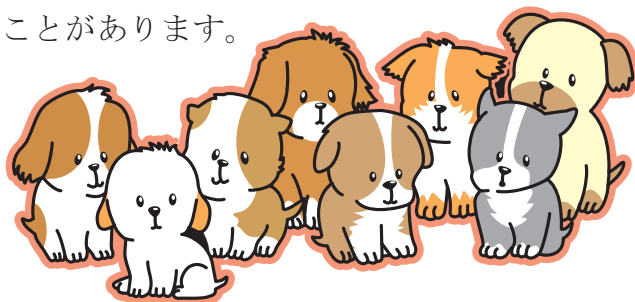
7. 譲渡後調査

- ▼譲渡後、一定の期間を経て、電話・郵送・訪問等により飼養状況を確認します。
 - ・調査の結果、不適正と認められる場合には、飼養方法の改善、動物の返還等を求めることがあります。

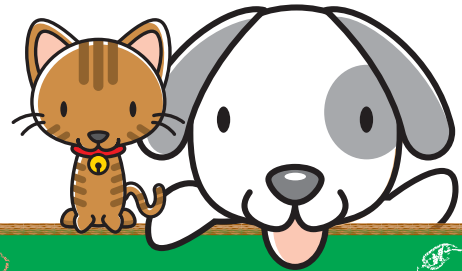


その他留意事項

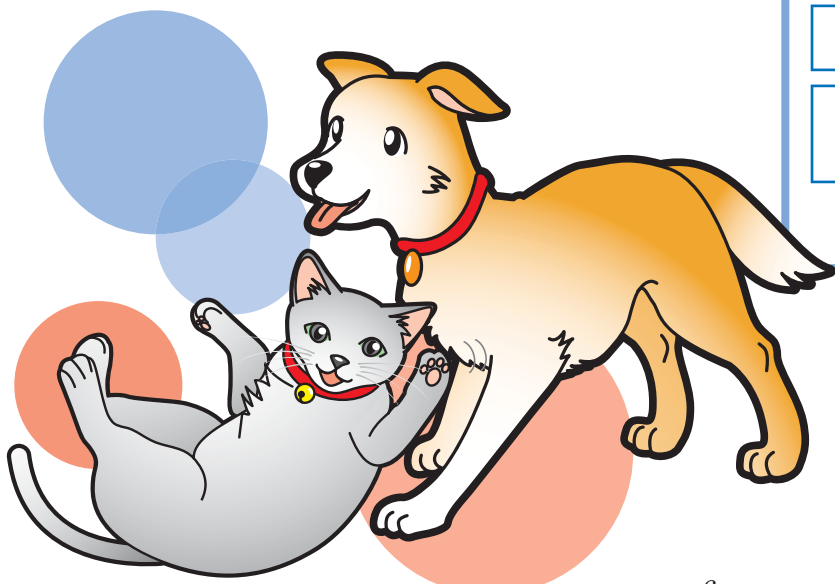
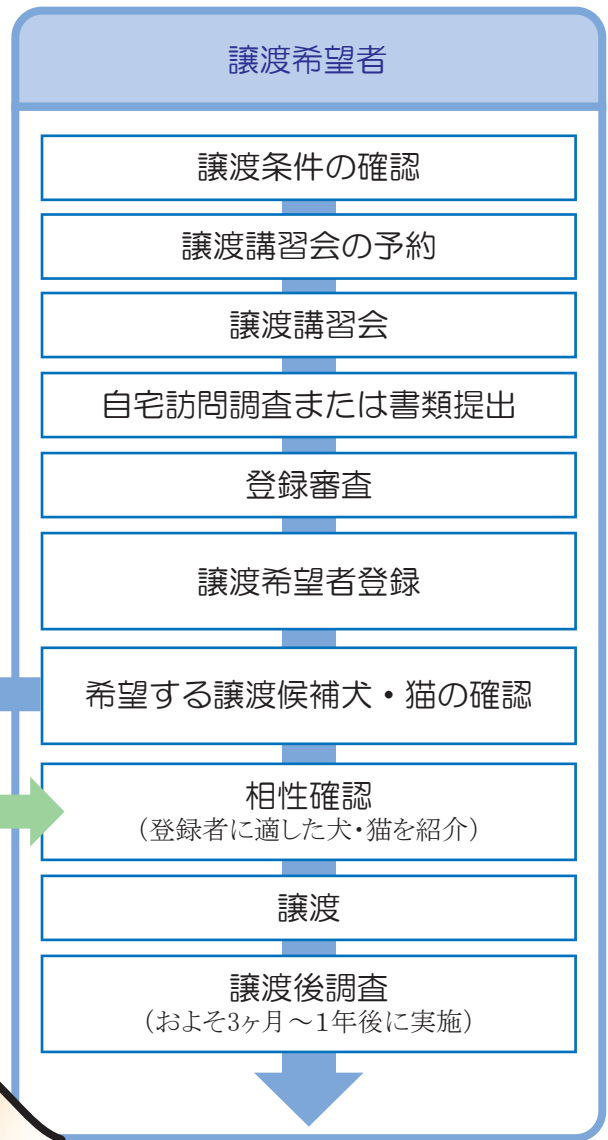
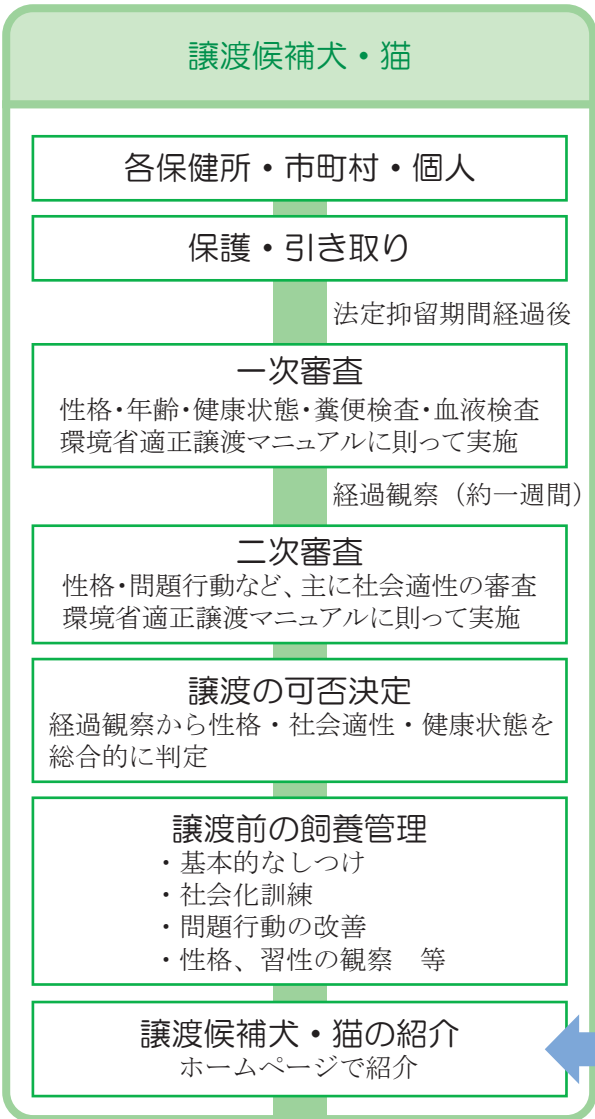
- ▽お譲りする犬・猫の多くがミックス(雑種)です。
特に子犬、子猫の場合、成長後の体格、毛色等は予測できません。
- ▽譲渡前にセンターにて適正判断、健康診断を行っていますが、譲渡後に問題行動や疾病等が発現する場合があります。
- ▽事実でない申告、譲渡条件の違反、指導事項の不履行等があった際には、動物の返還その他の措置を求めることがあります。
- ▽譲渡は無料で行っています。



譲渡事業の流れ



動物愛護センターから
犬や猫が新しい飼い主さんに
もらわれていくまでには、
このような流れで進んでいきます。



連絡先・交通案内

◎ うだ・アニマルパークへの交通

▼近鉄榛原駅より奈良交通「大宇陀行」バスで12分

「五十軒」バス停下車→徒歩5分

▼近鉄・JR桜井駅より奈良交通「大宇陀行」バスで25分

「五十軒」バス停下車→徒歩5分



◎うだ・アニマルパーク内地図

動物愛護センターは「うだ・アニマルパーク」内にあります。



動物愛護センター
譲渡講習会の開催場所

- ・譲渡動物の飼養
- ・動物との相性確認
- ・譲渡の場所
- ・各種お問い合わせ先

動物学習館



♡
愛情はたっぷりと

責任はしっかりと



[譲渡事業についてのお問い合わせ・連絡先]

奈良県中和保健所 動物愛護センター

〒633-2112 宇陀市大宇陀小附89

TEL : 0745-83-2631 FAX : 0745-83-2573

ホームページ : <http://www.pref.nara.jp/1734.htm>

(もしくは「奈良県 動物愛護センター」で検索して下さい)